

令和元年第 11 回農業委員会総会議事録

令和元年 11 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年 11 月 1 日 (金)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 67 号 農地法第 3 条許可について

議案第 68 号 農地法第 4 条許可について

議案第 69 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 70 号 農地法第 5 条許可について

議案第 71 号 非農地証明について

議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第 62 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 63 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 64 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 65 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 66 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 67 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也
19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

5. 欠席委員

な し


6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田実 

委員 松元明彦 

委員 比恵島章之 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 11 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、7 番松元明彦委員、17 番比恵島章之委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

議案第 67 号農地法第 3 条許可については 8 件、議案第 68 号農地法第 4 条許可については 2 件、議案第 69 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 2 件、議案第 70 号農地法第 5 条許可については 34 件、議案第 71 号非農地証明については 1 件、議案第 72 号農用地利用集積計画の決定については 76 件、以上、審議件数は 123 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、19 万 7,206.17 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、12 万 8,641.17 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 67 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 148 番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの150番が該当しますが、売買価格が地域の相場より低かったことから、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号147をごらんください。

本案件は、農地の交換に関する申請です。本申請地と交換する土地は、60ページの議案第72号646番の土地です。本案件の渡人は認定農業者であることから、受人となる案件については、基盤強化促進法により所有権移転を行っております。

なお、本案件の受人は認定農業者ではないことから、3条申請となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの151番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号149をごらんください。

本案件は、新規就農者による案件です。受人と渡人は親子です。受人は、これまでも渡人である父とともに稲作等を行っておりましたが、父が高齢となり、管理できない土地もふえてきたことから、みずからが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が6,228平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第68号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

なお、関連がありますので、議案第70号農地法第5条許可について、6ページから10ページの227番もあわせて事務局より説明をいたさせます。

○事務局(山之上) 農地法第4条許可について御説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号49、あわせて6ページの議案第70号番号227をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

申請人は、大阪府吹田市に本拠を置く太陽光発電事業などの設計や運営に関するコンサルティングなどを営む法人です。申請地は、宮崎市大字長嶺にあります宮崎大淀カントリークラブから南に約400メートルの場所に位置する土地です。

本日お手元に「農地法第4条・第5条許可資料」を配付しております。1ページに

位置図、2 ページに航空写真、3 ページに利用計画図、4 ページに排水計画図、5 ページに合成字図を掲載しておりますので、御参照ください。

本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。

なお、5 ページの合成字図について、灰色部分が全体計画、緑部分が4条申請、ピンク部分が5条申請となっております。

緑部分をごらんください。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」と、周辺農地の広がりから「第1種農地」となっております。「第1種農地」は、不許可の例外である「隣接土地との一体利用」に該当しております。

まず、今回4条申請となった経緯について御説明いたします。

申請地につきまして、登記地目は農地以外の山林であります。これらの筆は現状が農地であったことから、農地台帳に登載されています。登記地目が農地以外であっても、農地台帳に登載された土地を農業以外の用途で利用する場合は農地法の手続が必要になることから、今回申請に至ったものです。

なお、本来は申請人が当該土地を取得する際に農地法の手続が必要でありましたが、登記地目が山林であったことから、農地法の手続を失念していたものであり、始末書付の案件となっております。

6 ページの番号 227 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字長嶺在住の農家など 22 名、受人は番号 49 と同じでございます。

申請地は一部、農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、現在、除外するよう申請中です。除外後は、農地の広がりから第1種農地となりますが、農地法施行規則第54条により、事業に必要な総面積に対する第1種農地の割合が3分の1以下の農地転用については、これを認めることとしています。資料の6ページから12ページの土地一覧をごらんください。12ページを見ていただければわかるとおり、第1種農地の割合が14.2%となり、第1種農地の割合が総事業面積の3分の1以下となりますので、これに該当します。

今回の申請地には、公衆用道路などの公共用地が含まれておりますが、担当部局と

払い下げの協議が行われております。

雨水は既存の池、新設する調整池を経由し、宮崎県管理の河川に放流します。なお、河川管理者とは協議中でございます。また、新設される調整池は、50年に一度の大雨にも対応できる設計となっております。

今回申請された太陽光発電施設建設に当たり、農地法のほかに森林法に基づく許認可が必要となっており、現在、事前協議中で、排水計画を含め審査することになっております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、許可については、他法令による許認可と足並みをそろえて行う予定です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○13番（茜ヶ久保委員） 農用地区域除外申請というのは、どういうときに農用地区域から除外できるのか、その辺を説明いただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○事務局（小谷） 今のお尋ねは農業振興地域の整備に関する法律の内容ですので、所管課といたしましては、農政部の農政企画課になります。農用地区域、青地と呼ばれる場所の除外についての手続に関しまして、いろいろ条件がございます。農用地区域の広がりの中の端であるとか、除外することによってその他の農業用施設に影響を及ぼさないか、工作物によって近隣の地域に迷惑をかけないだろうか等、その他諸所の条件がございますので、除外の可否については、一概に言えないところです。そのような案件がございましたら、市役所の農政企画課のほうに御相談をお願いいたします。

○13番（茜ヶ久保委員） ありがとうございます。図面の説明が、先ほどあったと思うんですけど、別冊の資料の5ページのピンク色の部分が農用地区域なんですか。

○事務局（山之上） ピンク色の部分が農用地区域になっています。

○13番（茜ヶ久保委員） 結局この農地は、周辺の農家、周辺の農地に影響はないということで農政企画課のほうで判断されているということですね。

それからもう一つ、最初の4ページで始末書付となっているということは、既に太陽光発電施設ができているということですか。

○事務局（山之上） 太陽光発電施設はできていませんが、現況地目が畑となっていますので、本来は許可をされてから所有権の移転という流れになります。本件は、申請を上げて許可されないうちに所有権の移転がされていたことから、始末書付の案件となっております。以上です。

○13番（茜ヶ久保委員） 始末書については、既に発電施設ができてしまったから、こういう手続を踏んでいるのかなと考えたものですから質問いたしました。ありがとうございます。

○16番（片上委員） 今、農業委員会の許可を得ずに登記が終わっているということですが、法務局は農業委員会の許可がなくても受け付けるんですか。

○事務局（山之上） 先ほど御説明しましたように、法務局が現況地目までは確認せず、登記地目の山林で所有権の移転ができたということになっております。

○16番（片上委員） 今、農用地の話をしているのですが、現況が違うんですか。

○事務局（西領） 農業振興地域というのは一帯で設定してあって、登記地目上は山林であっても、もともとミカン畑等であった農地については、そのまま農用地区域として残っている可能性があるということです。今、担当者が説明したのは、現況は畑、田の状況ですが、今の登記地目は山林になっていますので、法務局が農地でないため、農業委員会の手続は不要と判断し、所有権を移転してしまったということです。今回は、農業委員会の手続を行っていないことが違反になっているため、今回始末書付の案件となっております。

○16番（片上委員） 所有権の移転が、できたということは終わったことですから仕方ないですね。ありがとうございました。

○事務局（西領） 始末書付というのは、農地を移転させるため、農業委員会の手続が必要であったにも関わらず、手続を行わず農地の移転をしたことが違反だということで始末書を提出させております。登記地目上は山林であっても、現況を農地として使用していれば、農地法上は、農地の取り扱いになります。

○15番（小倉委員） 6ページの227番の一番上、地番が810番、登記簿地目、現況地目のところは、登記簿地目は、山林になっていないといけないのではないですか。

○事務局（山之上） 4ページの第68号4条許可についての地番一覧を見ていただけ

れば、登記簿地目は山林に、現況地目は畑になっております。5条は全て登記地目は農地で、所有権の移転が行なわれていませんので、4条だけが始末書付案件となっております。

○15番（小倉委員） 了解しました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○5番（鬼塚委員） 別紙の6ページに農振除外申請中ということで書いてありますが、申請中の段階で転用の許可を承認した場合に、農振除外申請段階で出てきているのは大丈夫なんですか。

○事務局（稗苗） 本案件に限らず、青地を含む農地の転用申請が上がっていることが特に太陽光発電の場合は多々ありますが、転用の確実性があると見込めるときに申請を受けるような形になっております。先ほど説明があったように、青地除外の申請を農政企画課が受理して、関係部署と連携をとりながら、ある程度除外の見込みがあるというところの確認をとった上で今回申請をお受けして、総会に提出させていただいております。最終的には、農用地区域の除外が完了しないことには農業委員会としても許可は正式に出さない、というような流れになっております。以上です。

○5番（鬼塚委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第4条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号49番につきましては、11月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第69号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、5ページを議題とします。

○事務局（山之上） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にか

わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 13、14 をごらんください。

今回、両案件とも、公共工事に伴い、露天資材置場などとして利用するため一時転用の許可を受けたものですが、工期が延長になったことから、利用期間の延長が申請されたものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 70 号農地法第 5 条許可について、6 ページから 10 ページの 227 番までを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 227 をごらんください。

先ほど議案第 68 号番号 49 で御説明したとおりでございます。

なお、「第 1 種農地」で「隣接土地との一体利用」に該当している案件は、11 ペー

ジの番号 229 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○8番（川崎和久委員） これは地区でも協議をしたんですけど、一応土地改良区としては同意書が出ていますが、下流に下小松の水利組合があるんですが、そちらの同意書をとっていないということですので、そこ辺の問題を指摘しておいたほうがいいのではないかと考えています。

それと、この申請が出てきたのが、時期的にぎりぎりで、内容の審査ができないような状態だったので、やはりこういう案件については、今後、急々ではなくて、ある程度審査期間を置きながら出してもらうような方法をとってもらいたいと考えています。

○事務局（稗苗） 川崎委員のおっしゃったとおり、まず水利組合とか、そういった水関係の問題については、今回、林地開発許可もこちらの事業者は申請をしております。そういった中で、宮崎県のほうで水害の防止について、水量を計算し、問題はないということを確認した上で許可を出す聞いておりますので、そこ中で一定の効果があるのではないかと考えております。

それと、大型の案件について、申請日締め切り間際に出してくるということについては、我々事務局としても大変苦慮しているところがございます。今後、こういったことを受けて、30アール以上の案件については県の常設審議会にも上程必要があります。そういった案件については、標準の事務処理期間として、マニュアル上も若干、長めの設定がされておりますので、こういった大型の案件については、事前に締め切り期間を繰り上げて申請していただくような形も今後検討させていただいて、きちんと審査ができるような体制づくりに努めたいと考えております。以上です。

○8番（川崎和久委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページから 11 ページの 228 番までを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 228 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町内山在住の農家など 5 名、受人は宮崎市高岡町に本拠を置く太陽光発電事業を営む法人でございます。申請地は、宮崎市高岡町内山にあります高岡総合支所から北西に約 1.3 キロメートルの場所に位置する土地です。

お手元の「農地法第 4 条・第 5 条許可資料」をごらんください。

13 ページに位置図、14 ページに航空写真、15 ページに利用計画図、16 ページに排水計画図、17 ページに合成字図を掲載しておりますので、御参照ください。

本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」となっております。

今回の申請地には、ため池などの公共用地が含まれておりますが、担当部局との払い下げの協議が行われております。

雨水は既存のため池を経由し、宮崎県管理の河川に放流します。なお、河川管理者とは協議済みでございます。

今回申請された太陽光発電施設建設に当たり、農地法のほかに森林法に基づく許認可が必要となっており、現在手続中で、排水計画を含め審査することになっております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22 番（外菌委員） 資料の 13 ページの申請地の左下に大きなハウスの園芸の地帯があつて、ここらを含む土地改良区があまり賛成の意向ではないという話も聞いたんですが、土地改良区の許可等の説明をいただきたいと思ひます。

○事務局（稗苗） 地元の土地改良区の同意はとっているというふう聞いております。こちらも林地開発許可の申請のほうを上げておまして、そういった中でも、地元の用排水施設管理者とか水利組合の同意書というのはとるようになっておりますの

で、この同意書は当然として今回も事業は進んでいくものと認識しております。以上です。

○事務局（山之上） 補足をさせていただきます。

水利組合の同意書はとれております。あと心配されていらっしゃる土地改良区なんですけれども、今8割同意がとれておりまして、あとの残りの2割は、今、個別に説明をしていくというふうに聞いております。以上です。

○22番（外菌委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号230をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の個人、受人は宮崎市大島町在住の個人でございます。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎県立宮崎北高等学校から南に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地は一部農地と接しております

が、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、12ページの番号232、13ページの番号236、237、14ページの番号238、239がございます。

番号231をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原在住の農家、受人は宮崎市阿波岐原に本拠を置く青果物卸売業などを営む法人でございます。申請地は、宮崎市阿波岐原にありますシーガイアテニスクラブから北西に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農産物処理販売施設を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農産物販売施設」に該当しております。申請地は農地と接しておりますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は合併浄化槽で浄化し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号233をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字跡江在住の農家、受人は宮崎市天満2丁目に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります宮崎市立生目中学校から北に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市発注の農道舗装工事に伴う「露天資材置場など」として一時利用することから申請に及んだものです。

申請地は農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、13ページの番号234、235がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○13番（茜ヶ久保委員） 231番の案件の農産物処理販売施設というのは、具体的にはどのような施設なのかを教えてください。

○事務局（山之上） 宮崎のハニーいもという糖度が高い芋があるようですが、それを洗って両端を切って焼いて販売するという、施設になっております。以上です。

○13番（茜ヶ久保委員） 焼いたのをそのまま売なのか、それともそれを冷凍とかして大規模に流通させるのか、その辺は御存じですか。

○事務局（山之上） 申請地に一度搬入して、洗ったりとか選別して、また出荷していくという話は聞いているんですが、加工したものを販売するというお話はまだ聞いておりません。

○13番（茜ヶ久保委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページから 16 ページの 243 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページから 19 ページの 252 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、20 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、21 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号227番、228番につきましては、11月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第71号非農地証明について、22 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 71 号非農地証明について御説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について御説明いたします。

申請番号 26 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。これらのことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、10 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 72 号農用地利用集積計画の決定について、23 ページから 57 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（平下） 議案第 72 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、23 ページの番号 170 番から 25 ページの番号 174 番までの 5 件でございます。

利用権設定につきましては、26 ページの番号 586 番から 57 ページの番号 641 番までの 56 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 7 件、賃借権の再設定が 9 件、新規設定が 9 件となっております。

43 ページの番号 614 番から 56 ページの番号 638 番までの 25 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

また、56 ページの番号 639 番から 57 ページの 641 番の 3 件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明いたします 64 ページの番号 653 番から 65 ページの 655 番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長 4 年 10 カ月間農地を貸し付けた後、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、58 ページから 65 ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15 番小倉俊博委員退室）

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、58 ページの番号 642 番から 65 ページの番号 656 番までの 15 件でございます。

64 ページの番号 653 番から 65 ページの 655 番につきましては、先ほど説明いたしました 56 ページの番号 639 番から 57 ページの 641 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す、農地中間管理事業の特例事業によるものであり、65 ページの番号 656 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、農地の一時貸し付けが終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15 番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第 62 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る専決処分の報告についてでございます、その数 2 件でございます。

報告第 63 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る専決処分の報告についてでございます、その数 18 件でございます。

報告第 64 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数 3 件でございます。

報告第 65 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数 23 件でございます。

報告第 66 号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます、その数 1 件でございます。

報告第 67 号は、相続等による権利移動についてでございます、その数 9 件でございます。

なお、第 62 号、第 63 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 64 号、第 65 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞ

れ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありました。御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第 11 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 4 分閉会